

児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置についての一部を改正する決定（案）

令和 5 年 7 月 〇 日

こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議決定

児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループ設置について（平成 28 年 4 月 14 日児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>こどもの性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置について</u></p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 4 月 14 日</p> <p style="text-align: right;"><u>こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省（削除）連絡会議決定</u> 令和 2 年 7 月 10 日改正 令和 3 年 6 月 11 日改正 令和 4 年 5 月 13 日改正 <u>令和 5 年 7 月 〇 日改正</u></p> <p>1 <u>（冒頭削除）</u> 関係府省（<u>削除</u>）において、<u>こどもの性的搾取等</u>に係る総合的な対策を検討・推進するため、<u>こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省（削除）連絡会議</u>に、「<u>こどもの性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループ</u>」（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。</p> <p>2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。 議 長 <u>こども家庭庁長官官房審議官（成育局担当）</u> 構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） <u>（削除）</u> 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 <u>（削除）</u> 警察庁生活安全局人身安全・少年課長</p>	<p><u>児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置について</u></p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 4 月 14 日</p> <p style="text-align: right;"><u>児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議決定</u> 令和 2 年 7 月 10 日改正 令和 3 年 6 月 11 日改正 令和 4 年 5 月 13 日改正 <u>（最終改正日）</u></p> <p>1 <u>「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁において、児童の性的搾取等に係る総合的な対策を検討・推進するため、児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議に、「児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。</u></p> <p>2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。 議 長 <u>警察庁長官官房審議官（生活安全局担当）</u> 構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） <u>内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年環境整備担当）</u> 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長 <u>警察庁長官官房企画課長</u> 警察庁生活安全局人身安全・少年課長</p>

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
総務省情報流通行政局情報流通振興課長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課長
法務省刑事局公安課長
法務省人権擁護局参事官
外務省総合外交政策局人権人道課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
厚生労働省社会・援護局総務課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
観光庁観光産業課長

- 3 ワーキンググループの庶務は、関係府省 (削除) の協力を得て、こども家庭庁において処理する。
- 4 「児童ポルノ排除対策ワーキンググループの設置について」（平成22年2月4日児童ポルノ排除対策ワーキングチーム決定）は、平成28年4月14日に廃止する。これに伴い、児童ポルノ排除対策ワーキンググループが検討した事項等については、ワーキンググループに引き継がれるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(追加)
(追加)
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長
法務省刑事局公安課長
法務省人権擁護局参事官
外務省総合外交政策局人権人道課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長
観光庁参事官

- 3 ワーキンググループの庶務は、関係府省庁の協力を得て、警察庁において処理する。
- 4 「児童ポルノ排除対策ワーキンググループの設置について」（平成22年2月4日児童ポルノ排除対策ワーキングチーム決定）は、(追加)廃止する。これに伴い、児童ポルノ排除対策ワーキンググループが検討した事項等については、ワーキンググループに引き継がれるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この決定は、令和5年7月〇日から施行する。